

令和2年第6回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和2年6月24日（水）第6回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入 佳子	2番 豊田 道有	3番 福田 春男
4番 矢野 律子	5番 根本 和男	6番 青柳 秀男
7番 石川 喜治	8番 村上 信吉	9番 福田 裕
10番 廣田 和世	11番 江俣 伸一	12番 奈良部 繁雄
13番 篠原 和夫	14番 鈴木 克男	15番 牧島 俊男
16番 大森 用子	18番 益子 裕幸	(17名)

欠席委員 17番 毛塚 欣伸

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場 久和	農地調整係長 福田 昌子
	主任主事 星野 昭彦	主事 山内 千明

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田 昌子

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書2ページ2番の件について、上久我●●番地及び●●番地●を削除し、合計を11筆5,303.18㎡に修正するよう依頼した。また、議案書3ページ4番の件について、取り下げとなったため削除するよう述べた。

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前10時00分、第6回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

1番 塩入 佳子 委員、10番 益子 裕幸 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説

明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事）議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は、売買5件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番、玉田町、益子町の●●さんから玉田町の●●さんへの売買です。●●さんは、兼業農家であります。問題ありませんので、承認をお願いします。2番の案件は、石川委員が内容について詳しいので、石川委員をお願いします。

◎石川喜治委員 2番は、埼玉県在住の●●さんから見野の●●さんへの売買です。●●さんは、もともとは久我に住んでいましたが、会社の都合で埼玉県に移り住んだということです。●●さんは、有機農業に関心があり、有機農業を営む農家について研修をやってきました。平成29年10月に認定新規就農者として西沢町で有機栽培を始めました。農地付き空き家がないかと探していたところ、この上久我の空き家と農地を見つけたようです。有機野菜を作りたいということですが、農地は耕作放棄地のようにになっているところや杉が植えてあるところもあります。抜根するなど、4年かけて全ての農地を開墾したいと熱意を持っています。本人よりきちんとやるとの誓約書と作業工程表も出ているので、承認していただければと思います。

◎福田春男委員 3番は武子の●●さんから●●さんへの売買です。おばあちゃんが1人でやっていたのですが、すぐ隣の●●さんに売買してお願いすることになりました。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

◎福田裕委員 5番、下奈良部町、譲受人の●●さんは、皆さんもご存知のとおり立派に農業をやっていますので、問題ありません。

◎鈴木克男委員 6番、亀和田町の●●さんから●●さんへの売買です。●●さんが高齢で農地を整理しており、自分の農地と地続きなので、●●さんが購入することとなったようです。問題ありません。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から3番、5番、6番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主任主事）議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、南上野町における●●さん申請の園芸用土採取のための転用については、東と南と西を畑、北を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（益子裕幸委員）さる6月17日に、私と塩入佳子委員、駒場局長、福田係長、星野主任主事で現地調査を行いました。今回の現地調査では、ヤマビルのいる山の中を通ったり、こんなところにも農地はあるのか、というところにも行ってきました。粕尾の推進委員の廣瀬さんには大変お世話になり、道案内もしてもらいました。ここで感謝申し上げます。議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、南上野町の件は、みなみ小学校から南西に850mのところ、園芸用土採取のための一時転用です。問題ないと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎鈴木克男委員 1番、南上野町の園芸用土採取のための一時転用は、事務局及び現地調査員の説明のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主任主事）議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、富岡における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と北を畑、西を道路、南を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。なお、この申請は地番毎に権利の種類が異なっており、富岡1番8は賃借権設定、1番29は所有権移転となっています。2番、千渡における●●申請の園芸用土採取のための転用については、東と西と北を道路、南を田に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。3番、

上久我における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を山林、西と北を道路、南を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。4番、磯町における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を畑、西と南を道路、北を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。5番、藤江町における●●申請の園芸用土採取のための転用については、東を畑、西を道路、南を道路と墓地、北を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものがあります。また、本案件は既に土置場、搬出入路として一部利用されていることから始末書付きとなっております。6番、口栗野における●●申請の認定こども園への転用については、東を畑と道路、西を畑、南を畑と道路、北を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。7番、口栗野における●●さん申請の一般住宅への転用については、東と北を宅地、南を道路、西を田に囲まれた農地です。また、申請地は第3種農地に区分されます。8番、中粕尾における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と西と北を畑、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。9番、中粕尾における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を畑、西と南と北を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。10番、中粕尾における●●申請の太陽光発電設備への転用については、四方を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。11番、中粕尾における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を道路、西を畑、南と北を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。12番、上永野における●●さん申請の太陽光発電設備への転用については、東を畑、西を田、南を道路、北を田と宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。13番、上永野における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と南を道路、西と北を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。14番、北半田における●●さん申請の販売用自動車置場への転用については、東を宅地、西を雑種地、南を道路、北を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（益子裕幸委員）農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番から7番を私、8番から14番を塩入委員が報告します。1番、富岡の件は、太陽光発電設備への転用です。周囲は草木が生い茂っており、太陽光で景観は良くなるのかなと見てきました。2番、千渡の園芸用土採取のための一時転用の件は、周囲の道路が狭いので、鉄板を引いて出入りが必要かなと見てきました。3番、上久我は太陽光発電設備への

転用です。周囲の状況から問題ないと見てきました。4番、磯町も太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題ないと見てきました。5番、藤江町の件は、園芸用土採取のための一時転用です。申請地内には取り付け道路があったり、鹿沼土が山盛りになっているところもあるため、始末書付きとなっています。6番、口栗野の認定こども園への転用は、周囲の状況から問題ないと見てきました。7番、口栗野の一般住宅への転用は、申請地が3種農地で、周囲にも公共施設があり問題ないと見てきました。8番からは塩入委員にお願いします。

◎現地調査員(塩入佳子委員) 8番から報告いたします。8番と9番はほぼ隣接しているため、一括して報告いたします。8番は中粕尾の●●さんから、9番は同じく中粕尾の●●さんから●●への売買です。うっそうとしていて、ヤマビルもいるということで、長靴を履いて首にもストールを巻いて行きました。廣瀬さんが通り道の下草を刈ってくれていて、案内までしていただいて大変助かりました。山の中で何を栽培していたのかと思いましたが、昔はこんにゃくを作っていたそうです。10番、11番は比較的近いところですが、草が生えていて、ここは太陽光への転用も仕方のないところかなと見てきました。12番、13番は違う譲渡人で、申請者も別ですが、ほぼ隣接した場所です。両方ともきれいになっておりましたので、問題ないと見てきました。14番は住宅地の端に隣接する空き地で、販売用の車を置いておいてもいい場所かなと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番、富岡の太陽光発電設備への転用は、賃借権設定は運送業の●●さんで、売買は●●さんです。ここは太陽光の非常に多い場所で、現地調査員の説明のとおり問題ありません。

◎福田春男委員 2番、千渡の園芸用土採取のための一時転用は、2年前に土を採取したところの隣となります。ダンプ道路の近くであります。通学路にもなっています。鉄板を敷いて、4トン車がやっとかなという道路で、狭いので通学の子どもたちには十分に気をつけてもらいたいと思います。

◎石川喜治委員 3番の上久我の件は、事務局及び現地調査員の説明通り問題ありませんので、承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 4番、磯町の件は、●●さんの畑の中のその一部を太陽光発電設備にするものです。問題ありません。5番、藤江町の件は、現地調査員の説明通りです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎牧島俊男委員 6番、口栗野の●●は、私が子供の頃からやっている幼稚園です。建物も古

くなって、やるときがきたなという感じです。承認をお願いします。7番は一般住宅への転用です。口栗野は、台風19号でまちの中が川のようにになりました。口栗野の中でも、ここは災害の心配もいない住宅地で、いいところを選んだなと思っています。

◎大森用子委員 8番、9番は近いところにあります。小さい竹が生えているところもあって、なかなか耕作するのも難しいところです。太陽光になればきれいになるし、ヤマビルもいなくなるのかなと思いました。10番、11番は、神山さんたちがコンニャクを作っていたところです。家は廃墟のようになっていて、イノシシに掘られたような跡もありました。太陽光になっても仕方ないかなというところです。12番、13番は上永野ですが、毛塚委員が欠席なので、地元ということもありまして、代わりに報告します。12番は、上永野でも広い場所です。太陽光発電設備に転用するには、条件のいいところです。13番は12番のすぐ近くで、土地所有者が体が弱く、今はきれいにしていますが、今後耕作し続けるのは難しい状況です。

◎益子裕幸委員 14番の北半田の件は、現地調査員の説明通り団地に接した場所です。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から14番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事）議案第4号農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和2年6月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書10ページをご覧ください。新規の利用権設定が、7件、24筆、37,215㎡となっております。続いて、議案書15ページをご覧ください。更新の利用権設定が、16件、42筆、53,044㎡となっております。続いて、議案書16ページをご覧ください。所有権移転が2件、2筆、6,427㎡となっております。これら合計25件、68筆、面積96,686㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問や意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から25番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（福田係長） 議案第5号下限面積（別段面積）の設定についてご説明いたします。
農地法3条の許可要件のひとつに50aの下限面積がありますが、平成21年12月施行の改正農地法により、別段の面積が可能となりました。鹿沼市では一部30aとしておりましたが、平成30年1月に鹿沼市長より別段面積の引き下げ要望が出され、見直しを行った別段面積を平成30年5月より適用させています。毎年1回、この別段面積の修正の必要性を検討することとされていることから、今回の議案とさせていただきます。別段の面積を設定する場合は、農地法施行規則第17条第1項か第2項のいずれかを適用することが必要となります。議案書の17ページ中ほど、(1)農地法施行規則第17条第1項の適用はしないとさせていただきます。こちらは、設定区域において、別段の面積を設定する場合、設定区域の中で営農する人の4割以上の方が、設定しようとする別段面積未満での営農をしていることが条件となっております。鹿沼市では、50a以上で営農している農家が6割を超えていますので、こちらは適用しません。(2)の農地法施行規則第17条第2項では、設定区域において耕作されていない農地が相当数あり、新規就農を促進させるために適当と認められる面積であれば設定することが出来ます。平成30年5月より、こちらを適用させ、別段面積設定地域のうち、農業振興地域農用地区域外についての下限面積を10aまで引き下げ、さらに、空き家に付属した農地として指定を受けた農地について、1aまでの引き下げを行ったことから、現時点においては、経営規模確保の観点から、変更を行う必要はないと判断したものであります。説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第5号については原案通り決定した。

◎議長は、議案第6号「鹿沼市農地利用最適化推進委員候補者の選考について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（福田係長） 議案第6号鹿沼市農地利用最適化推進委員候補者の選考についてご説明いたします。この議案は、「鹿沼市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」第9条に基づき、推進委員となるべき者の選考をするためのものであります。同規程第11条に基づき、鹿沼市農業委員等候補者評価委員会による調査審議の結果、議案書にあります候補者30名が選定され、農業委員会に報告されました。27区域につきましては、2名の応募がありましたので、書類審査の結果、農地利用最適化に関する識見や地域からの推薦等の視点から、1名の方が選考外となりました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第6号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第7号については原案通り決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時56分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和2年6月24日

議 長

署名委員

署名委員
